

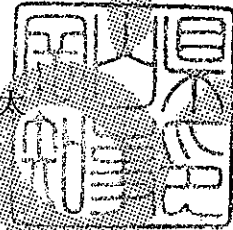
産業廃棄物処理施設変更許可証

平成28年5月13日

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125
名称 エコシステム山陽株式会社
代表取締役 寺門 洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆夫



許可の年月日	平成28年2月3日	許可番号	第8-(12)-1号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	<p>1 施設の種別 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設</p> <p>2 処理する産業廃棄物の種別 (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。） 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上8種類</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物（これらのうち低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。） 以上3種類</p>		
設置場所	岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字池ノ内668番、672番、字平岡谷674番、字火ノ谷681番1、1114番3、1114番5、字繁山1129番7（計7筆）		
処理能力	燃え殻17.8、汚泥4.8、廃油6.1、廃プラスチック類8.0、金属くず48.0、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず48.0、がれき類48.0、ばいじん48.0、廃ポリ塩化ビフェニル等4.3、ポリ塩化ビフェニル汚染物60.0、ポリ塩化ビフェニル処理物60.0（以上、単位t/日（24時間））		
許可の条件	なし		

規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。
備考	<p>平成22年10月14日 設置許可 平成25年04月30日 変更届（代表者の変更等） 平成28年02月03日 変更許可 平成28年04月20日 変更届（代表者の変更等）</p>